様式第６（第８条関係）

ダ イ オ キ シ ン 類 測 定 結 果 報 告 書

 　　　　 年 月 日

 岡山市長 様

 住所（所在地）

 　　　　氏名 名称及び

 代表者氏名

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第３項の規定により、次のとおり報告します。

表１　排出ガス

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻) | 排出ｶﾞｽ量(ｍ3N/日) | 排出ｶﾞｽ中の酸素濃度(%) | 測定箇所 | 特定施設の名称及び使用状況 | 分析年月日 | 測定結果(ng-TEQ/m3N) | 試料採取者 | 分析者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

表２　排出水

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採取年月日及び時刻 | 測　定　場　所 | 特定施設の名称及び使用状況 | 分析年月日 | 測定結果(pg-TEQ/l) | 採水者 | 分析者 | 備考 |
| 名　称 | 排水量(m3/日) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

表３　ばいじん等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採取年月日及び時刻 | 試料の種別 | 採取箇所 | 特定施設の名称及び使用状況 | 分析年月日 | 測定結果(ng-TEQ/g) | 試料採取者 | 分析者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考　１　報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第３条第１項に基づき換算した測定結果については、別紙１を添付するものとする。

　　　３　規則第３条第２項に基づき換算した測定結果については、別紙２を添付するものとする。

４　２以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。

　　　５　排出ガスにあっては表１、排出水にあっては表２、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表３に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて１葉の様式に記載すること。

　　　６　排出ガス量については、温度が零度であって圧力が１気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス１立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

７　２以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

　　　８　表３の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

　　　９　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙１

規則第３条第１項に基づき換算したダイオキシン類の構成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 |  | 実測濃度 | 試料における定量下限 | 試料における検出下限 | 毒性等価係数 | 毒性等量 |
| ポリ塩化ジベンゾフラン | 2,3,7,8-TeCDF |  |  |  | 0.1 |  |
| 1,2,3,7,8-PeCDF |  |  |  | 0.03 |  |
| 2,3,4,7,8-PeCDF |  |  |  | 0.3 |  |
| 1,2,3,4,7,8-HxCDF |  |  |  | 0.1 |  |
| 1,2,3,6,7,8-HxCDF |  |  |  | 0.1 |  |
| 1,2,3,7,8,9-HxCDF |  |  |  | 0.1 |  |
| 2,3,4,6,7,8-HxCDF |  |  |  | 0.1 |  |
| 1,2,3,4,6,7,8-HpCDF |  |  |  | 0.01 |  |
| 1,2,3,4,7,8,9-HpCDF |  |  |  | 0.01 |  |
| OCDF |  |  |  | 0.0003 |  |
| Total PCDFs | － | － | － | － |  |
| ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン | 2,3,7,8-TeCDD |  |  |  | 1 |  |
| 1,2,3,7,8-PeCDD |  |  |  | 1 |  |
| 1,2,3,4,7,8-HxCDD |  |  |  | 0.1 |  |
| 1,2,3,6,7,8-HxCDD |  |  |  | 0.1 |  |
| 1,2,3,7,8,9-HxCDD |  |  |  | 0.1 |  |
| 1,2,3,4,6,7,8-HpCDD |  |  |  | 0.01 |  |
| OCDD |  |  |  | 0.0003 |  |
| Total PCDDs | － | － | － | － |  |
| Total (PCDFs+PCDDs) | － | － | － | － |  |
| コプラナーポリ塩化ビフェニル | 3,4,4’,5-TeCB(#81) |  |  |  | 0.0003 |  |
| 3,3’,4,4’-TeCB(#77) |  |  |  | 0.0001 |  |
| 3,3’,4,4’,5-PeCB(#126) |  |  |  | 0.1 |  |
| 3,3’,4,4’,5,5’-HxCB(#169) |  |  |  | 0.03 |  |
| 2’,3,4,4’,5-PeCB(#123) |  |  |  | 0.00003 |  |
| 2,3’,4,4’,5-PeCB(#118) |  |  |  | 0.00003 |  |
| 2,3,3’,4,4’-PeCB(#105) |  |  |  | 0.00003 |  |
| 2,3,4,4’,5-PeCB(#114) |  |  |  | 0.00003 |  |
| 2,3’,4,4’,5,5’-HxCB(#167) |  |  |  | 0.00003 |  |
| 2,3,3’,4,4’,5-HxCB(#156) |  |  |  | 0.00003 |  |
| 2,3,3’,4,4’,5’-HxCB(#157) |  |  |  | 0.00003 |  |
| 2,3,3’,4,4’,5,5’-HpCB(#189) |  |  |  | 0.00003 |  |
| Total コプラナーPCB | － | － | － | － |  |
| Total ダイオキシン類 | － | － | － | － |  |

備考　１　排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m3N(毒性等量にあっては、ng-TEQ/m3N。)、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位をpg/L（毒性等量にあっては、pg-TEQ/L。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g。）とする。

　　　２　実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

　　　３　実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ＮＤ”と記載すること。

　　　４　毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

 　　５　用語の定義は、日本産業規格Ｋ0311又はＫ0312によること。

　　　６　整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙２

規則第３条第２項に基づき換算したダイオキシン類の構成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 測定方法 | 実測濃度 | 試料における定量下限 | 試料における検出下限 | 測定量（毒性等量） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

備考　１　排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m3N(毒性等量にあっては、ng-TEQ/m3N。)、とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g。）とする。

　　　２　測定方法の項においては、規則第２条第１項第４号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。

　　　３　実測濃度の項においては、２の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。

　　　４　実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

　　　５　実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ＮＤ”と記載すること。

　　　６　定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。

 　　７　用語の定義は、規則第２条第１項第４号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

　　　８　整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。